

土石採取等遵守基準（平成13年3月29日兵庫県告示第548号の8）

環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）第108条の2第1項の規定による土石採取等遵守基準を次のとおり定め、平成13年10月1日から施行する。

1 採取等区域の選定に係る基準

土石の採取等をしようとする区域（以下「採取等区域」という。）の選定に当たっては、次に掲げる区域を採取等区域内に含まないようにすることとし、やむを得ずこれらの区域を採取等区域内に含む場合には、自然景観の保全上支障がないように緑化等の必要な措置を講ずること。

- (1) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条の8第3項に規定する特別保護地区の区域
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する国立公園、国定公園及び県立自然公園の区域
- (3) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第5条第1項に規定する近郊緑地保全区域
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号に規定する風致地区の区域
- (5) 都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）第3条第1項に規定する緑地保全地区の区域
- (6) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第36条第1項に規定する生息地等保護区の区域
- (7) 景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第1項に規定する景観形成地区及び同条例第15条第1項に規定する風景形成地域の区域
- (8) 環境の保全と創造に関する条例第89条第1項に規定する自然環境保全地域、同条例第95条第1項に規定する環境緑地保全地域、同条例第100条第1項に規定する自然海浜保全地区及び同条例第104条第1項に規定する指定野生動植物種保存地域の区域
- (9) 主要交通路（高速自動車国道、一般国道、県道（道路法（昭和27年法律第180号）第56条の規定により指定された主要な県道又は道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第7条の2第2項に規定する阪神高速道路に限る。）、市道（道路法第56条の規定により指定された主要な市道又は道路整備特別措置法第7条の2第2項に規定する阪神高速道路に限る。）、鉄道、軌道又は普通索道をいう。以下同じ。）から展望できる区域で主要交通路の路端から500メートル以内の区域
- (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、特に自然景観を保全するために必要があるものとして知事が指定する区域

2 緑化の目標及び緑化計画に係る基準

採取等区域の緑化は、周辺の自然景観との調和を図りつつ、早期の植生の回復を達成することを目標とし、これを着実に実施するための緑化計画を策定すること。

3 緑化に使用する植物の選定に係る基準

- (1) 樹木による緑化を行う場合は、できる限り郷土種を用いることとし、やむを得ず郷土種を用いない場合には、周辺の植生への影響、周辺の自然景観との調和等を考慮して適切な樹種を選定すること。
- (2) 草本類による緑化を行う場合は、できる限り郷土種を混合したものを用いることとし、や

むを得ず郷土種を混合しないものを用いる場合には、周辺の植生への影響、周辺の自然景観との調和等を考慮して適切な種類の植物を選定すること。

- (3) 単一の植物による緑化ではなく、周辺の植生との調和を考慮して複数の植物による緑化を行い、自然景観の向上を図ること。
- (4) 採取等区域内に樹種、樹齢等からみて移植して保存すべき樹木がある場合には、できる限り当該樹木を移植するように努めること。

4 造成工に係る基準

- (1) 法面のこう配並びに小段の幅及び高さの基準は、別表のとおりとすること。
- (2) 法面のこう配並びに小段の幅及び高さが別表に定める基準の範囲内にある場合でも、樹木の植栽、生育等が困難なときは、その事情を考慮して定めるように努めること。

5 基礎工に係る基準

- (1) 小段及び法面について講ずべき措置は、別表のとおりとすること。
- (2) 客土を行う場合には、できる限り有機物や種子を含む採取等区域内の土地の表土を用いて行うように努めること。

6 植生工に係る基準

- (1) 小段及び法面について講ずべき措置は、別表のとおりとすること。
- (2) 緑化の対象となる土地の地形、地質等を考慮し、適切な工法を採用すること。
- (3) 植栽を行うに当たっては、周辺の自然景観との調和に配慮して樹木の配置を定めること。
- (4) 植栽は、樹種に応じた適切な時期に行うこと。

7 土石の採取等を行っている間の暫定的な措置に係る基準

- (1) 土石の採取等によって生ずる法面のうち少なくともその2分の1に相当する部分については、適宜の方法により暫定的に緑化し、又は裸地の遮へいを行うこと。
- (2) 暫定的な措置の内容は、当該措置を行う期間を考慮して決定すること。
- (3) 暫定的な緑化は、種子吹付工によって行うことを原則とすること。

8 植栽樹木等の管理の方法に係る基準

- (1) 植栽した樹木等が健全に生育するように努めること。
- (2) 植栽した樹木等の生育状況を観察し、立ち枯れ、病害虫による被害等を発見したときは、樹木等が健全に生育するよう適切な措置を講ずるように努めること。
- (3) 植栽した樹木等の管理は、生育が安定するまで行うように努めること。

9 既着手行為に対する基準の特例

- (1) 本基準の施行の際既に着手していた土石の採取等（以下「既着手行為」という。）については、1の基準は適用しない。
- (2) 既着手行為については、採取等区域の現況の地形、実施中の土石の採取等の工法等からみて4から7までの基準に適合した措置を実施することが困難であることについてやむを得ない理由があると知事が認めるときは、これらの基準を緩和することができる。

別表

地盤の土質	項目		対象区域			
			第1種区域	第2種区域	第3種区域	
岩石	造成工	法面のこう配	50度以下	60度以下	60度以下	
		小段の幅	3メートル以上	3メートル以上	2メートル以上	
		小段の高さ	5メートル以下	7.5メートル以下	10メートル以下	
	緑化工	基礎工	小段に係る措置	客土（厚さ0.9メートル以上）	客土（厚さ0.9メートル以上）	客土（厚さ0.5メートル以上）
			法面に係る措置	金網張工	ネット張工	—————
		植生工	小段に係る措置	大苗木（高さ3メートル以上）の植栽	高木性の苗木の植栽	高木性の苗木の植栽
			法面に係る措置	厚層基材吹付工	種子吹付工	種子吹付工
土砂	造成工	法面のこう配	45度以下	45度以下	45度以下	
		小段の幅	2メートル以上	1.5メートル以上	1.5メートル以上	
		小段の高さ	5メートル以下	7.5メートル以下	10メートル以下	
	緑化工	基礎工	小段に係る措置	土壌改良（厚さ0.5メートル以上）	—————	—————
			法面に係る措置	—————	—————	—————
		植生工	小段に係る措置	大苗木（高さ3メートル以上）の植栽	高木性の苗木の植栽	高木性の苗木の植栽
			法面に係る措置	種子吹付工	種子吹付工	種子吹付工

備考1 この表において「地盤の土質」とは、土石の採取等によって生ずることとなる法面又は小段における地盤の土質をいう。

2 この表において「岩石」とは、硬岩又は軟岩（風化の著しいものを除く。）をいい、この表において「土砂」とは、岩石以外のものをいう。

3 この表において「第1種区域」とは、「1 採取等区域の選定に係る基準」の(1)から(10)までに掲げる区域をいう。

4 この表において「第2種区域」とは、次の区域をいう。

(1) 主要交通路から展望できる区域で主要交通路の路端から2キロメートル以内の区域（第1種区域を除く。）

(2) (1)に掲げるもののほか、自然景観の保全について(1)に掲げる区域と同等の配慮をすべき区域として知事が指定する区域

5 この表において「第3種区域」とは、第1種区域及び第2種区域以外の区域をいう。

6 この表において「高木」とは、成木に達したときの樹高がおおむね3メートル以上の樹木をいう。